

■ Article ■

最近の会計基準開発の状況とマイナス金利に関連する会計上の論点への対応

東洋大学准教授 金子友裕

一 はじめに

現在、金融商品取引法における適用可能な会計基準¹は、いわゆる日本基準（企業会計原則・企業会計基準等）だけでなく、修正国際基準（JMIS）、国際財務報告基準（IFRS）、米国会計基準の 4 つが認められている。このように、我が国の会計基準としては、海外の会計基準に関して、純粹（ピュア）な国際財務報告基準（IFRS）だけでなく、国際財務報告基準（IFRS）のエンドースメント手続きを定め修正国際基準（JMIS）として修正・削除版を受け入れるという対応等を行っている。

海外の会計基準開発の動向としては、国際会計基準審議会（IASB、IFRS の設定団体）と米国財務会計基準審議会（FASB、米国会計基準の設定団体）とが共同で行っていた概念フレームワークの作成を現在では IASB 単体で行っている等、何らかの変化が生じているように思われる。なお、この概念フレームワークは公開草案が公表され、次は最終基準として公表することを予定している（IASB、HP 参照）。

企業会計基準委員会（ASBJ）では、これらの海外の動向に対応するだけでなく、いわゆる日本基準とされる会計基準等の開発や取扱いの指針の提示を行っている。最近では、企業会計基準等については、以前のように多くの基準が矢継ぎ早に公表されることはないが、税効果会計に関する会計基準については全体を捉え直して会計基準や適用指針を修正・移管する作業を行っており、また、税制改正に関する対応も実務対応報告として公表する等、様々な対応を行っている。

本稿では、企業会計基準委員会の最近及び今後の基準開発の動向を整理し、このうち、近年話題となっているマイナス金利に関する会計上の論点への対応として公表された「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」の概要等を概説する。

二 最近公表された会計基準等と今後開発予定の会計基準等の状況

企業会計基準委員会では、平成 28 年中に、次のような会計基準等を公表している²。

図表 1 平成 28 年中に企業会計基準委員会から公表された主な会計基準等

3/14	適用指針	「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」
3/28	適用指針	「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（改正）
6/17	実務対応報告	「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関

		する実務上の取扱い」
11/9	企業会計基準公開草案	「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」
12/16	実務対応報告	「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」
12/22	実務対応報告公開草案	「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」
12/22	実務対応報告公開草案	「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」

(出典) 企業会計基準委員会ホームページ (ニュースリリース 2016年) より筆者作成

そして、平成29年1月27日に公表された「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」によると、開発中(開発予定を含む。)の会計基準に関する検討状況及び今後の計画は、以下の通りとなっている。

図表2 現在開発中の会計基準等の状況(平成29年1月27日時点)

開発中の会計基準	・収益認識に関する会計基準
開発中の指針(実務上の取扱いを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・税効果会計に関する指針 ・一括取得型による自社株式所得取引に係る会計処理に関する指針 ・権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理に関する指針 ・公共施設等運営権に係る会計処理に関する指針 ・実務対応報告第18号の見直し ・マイナス金利に関連する会計上の論点への対応
今後、開発予定の会計基準又は指針(実務上の取扱いを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱い ・子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係

(出典) 企業会計基準委員会(2017a)より筆者作成

三 マイナス金利に関連する会計上の論点への対応

最近の経済的な話題の一つにマイナス金利が挙げられるものと思われる。平成28年1月29日に、日本銀行は「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定した。これを受けて、同年2月16日から、金融機関が保有する日本銀行当座預金のうち一定の部分に0.1%のマイナス金利が適用されており、残存期間が

短期の国債等のみならず、長期の国債等についてもマイナスの利回りが見受けられるという状況が生じている。

このような状況の中で、企業会計基準委員会では、マイナス金利に関連する会計上の論点のうち、退職給付債務の計算における割引率について検討を行っている。そして、平成29年1月27日に、実務対応報告公開草案第51号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」(以下、「公開草案」とする)を公表した。

この「公開草案」では、退職給付債務等の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法によることと提案している。なお、平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度に限って適用することを提案しており、平成30年3月31日以後に終了する事業年度の取扱いに関しては、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法によることを定めたガイダンスの公表に向けて、引き続き検討を行うことを予定しているとしている。

四 マイナス金利に関する論点

「公開草案」では、マイナス金利の適用に関し次の3つの論点が示されている(「公開草案」10-12項)。

(1) 信用リスクが存在しない状態において、市場では将来の価値が現在の価値よりも低くなると評価していることから、金銭的時間価値は時の経過に応じて減少するものとして、信用リスクフリーレートはマイナスになり得るとの意見がある。

一方、現金を保有することによって現在の価値を維持することができることから、金銭的時間価値は時の経過に応じて減少することはないものとして、信用リスクフリーレートの下限はゼロになるとの意見もある。

(2) 企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(以下、「退職給付会計基準」)第22項では、「年金資産の額は、期末における時価(公正な評価額)により計算する。」とされており、時価(公正な評価額)は市場の評価を反映することから、将来の価値が現在の価値よりも低くなると市場が評価する場合に、年金資産の評価にマイナス金利の影響が反映されるときは、退職給付債務の評価にもマイナス金利の影響を反映させて、年金資産の評価と退職給付債務の評価を整合させるべきであるとの意見がある。

一方、退職給付に係る負債は、退職給付債務から年金資産の額を控除した額(退職給付会計基準第13項)とするが、これは表示上、相殺しているに過ぎないため、年金資産の評価と退職給付債務の評価を整合させる必要はないとの意見がある。

(3) 現行の退職給付会計基準における退職給付債務の計算は、合理的に見込まれる退職給付の変動要因(予想される昇給等)を考慮して退職給付見込額を見積っ

た上で（退職給付会計基準第18項）、信用リスクフリーレートに近いと考えられる、期末における安全性の高い債券の利回りで割り引く（退職給付会計基準第16項及び第20項）ことから、時価を求めるものではないと考えられるが、退職給付債務の算定において、企業固有の見積りをどのように反映すべきか、すなわち、現時点における負債の金額は将来の見積り支払総額を超えることはないとの意見をどのように考えるかが論点となる。

五 おわりに

本稿では、企業会計基準委員会の会計基準等の現状を整理した。

また、最近の会計基準等の開発のうち、マイナス金利に関する会計上の論点への対応として扱われている「公開草案」を概説した。マイナス金利については、資産評価等による間接的な影響を除けば、直接の税務への影響は限定的とも思われるが、話題性という点では重要なものと思われる。このマイナス金利に対し、会計上どのような論点が考えられ、どのような対処が検討されているか、等について参考にしてもらいたい。

なお、開発中の会計基準等の中で今後影響が大きいと予想されるものは、「収益認識に関する会計基準」であろう。「収益認識に関する会計基準」については、平成 26 年 5 月に国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）から「顧客との契約から生じる収益」³が公表されたことを踏まえて検討を行うとしており、基準開発に向けた検討にあたっては、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）において平成 30 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用が可能となることを念頭に置き、平成 29 年 6 月までに公開草案を公表することを目標として、会計基準の開発を進めるとしている（企業会計基準委員会（2017a）1 頁）。

このため、現時点（2017 年 2 月）では、海外の基準とどの程度異同が生じるか等、明らかではない部分もあるが、工事契約等を含む収益認識に関する広範な取扱いを規定するものとなるため、その内容だけではなく、税務に与える影響の有無にも着目していく必要があるものと思われる。

参考文献

企業会計基準委員会（2017a）「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」

企業会計基準委員会（2017b）実務対応報告公開草案第 51 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」
IASB ホームページ、Work plan

<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Pages/IASB-Work-Plan.aspx>

企業会計基準委員会ホームページ、ニュースリリース 2016 年
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/20

以上

¹ 会社法においては、これらの会計基準に加え、「中小企業の会計に関する指針」、「中小企業の会計に関する基本要領」も、会計慣行と認められるとすれば適用可能な会計制度と考えられる。

² この他にも、平成 28 年 12 月に修正国際基準 (JMIS) の改正案 (修正国際基準公開草案第 3 号) 等も公表されているが、ここではいわゆる日本基準とされる会計基準に関する主な公表物 (中小企業に関するものを除く) を列挙した。

³ 国際財務会計審議会 (IASB) においては IFRS 第 15 号、米国財務会計基準審議会 (FASB) においては Topic 606。